

回覧

木造住宅の耐震診断を行っています

市では地震に強いまちづくりを推進するため、茨城県知事が認定した「茨城県木造住宅耐震診断士」を派遣し、木造住宅の耐震診断を行います。

この耐震診断は、設計図などを基に一般診断法を用いて、原則として外観目視により現地調査を行い、建築当時の耐力を診断し、大地震（震度6程度）に対する耐震補強の必要の有無を判定するものです。

- 今回の診断は、震災等により被災した住宅の被害状況の診断（り災証明及び地震保険の損壊調査等）や補修方法等を提案するものではありませんのでご注意願います。
- り災証明にて全壊又は半壊と判定された住宅は事業対象外とさせていただきます。

○対象住宅

- ・ 階数が2階以下のもの
- ・ 在来工法による一戸建て、述べ床面積30㎡以上
（プレハブ・ツーバイフォー・丸太組工法等の住宅は対象外となります）
- ・ 過去にこの制度により、耐震診断を受けていないもの

○対象者

- ・ 市内に対象住宅を所有し、かつ居住している方
- ・ 所有者及び世帯員に市税の滞納がない方

○募集期限

- ・ 令和8年7月1日 から 令和8年8月31日まで
受付時間 8：30～17：15
※土・日曜日・祝日を除く

○個人負担（診断費用） 2,000円（税込み）

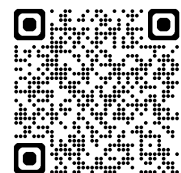
※派遣決定後、納付書を郵送します。

○募集件数 若干名（予算の範囲内において先着順）

○申込み方法

- ・ 木造住宅耐震診断申込書に必要事項を記入のうえ、霞ヶ浦庁舎都市整備課へお申込みください。

市ホームページ
（申請様式）



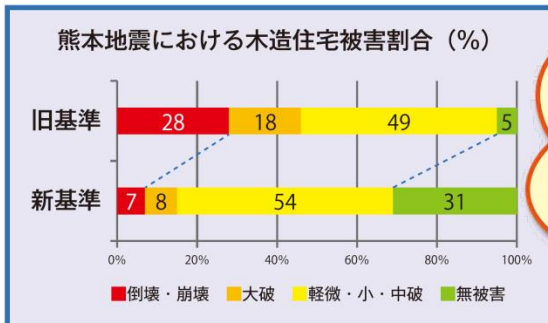
お問い合わせ

霞ヶ浦庁舎都市整備課 内線（2608、2609）



? あなたの住まいは大丈夫!?

昭和56年6月に建築基準法の構造規定が強化されました。
昭和56年5月以前に旧基準で着工された建物の中には地震で倒壊する危険性が高いものがあります。



出典：熊本地震における建築物被害の原因分析を行う委員会報告書（H28、国土技術政策総合研究所）

新基準
(昭和56年6月以降に着工) と比べ
旧基準
(昭和56年5月以前に着工) の建物は

倒壊・崩壊率
約4倍!

※熊本地震における被害

耐震診断・耐震改修で
安心な住まいに



茨城県



耐震診断・補強設計・耐震改修をする場合、補助金が活用できる場合があります。詳しくは裏面へ⇒